

蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」使用取扱要綱

平成25年3月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」(以下「マスコットキャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「マスコットキャラクター」とは、市が定めた蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」デザイン集(以下「デザイン集」という。)のことをいう。

(使用できる者)

第3条 営利を目的とする場合を除き、何人もマスコットキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 蓮田市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する営業に該当するとき。
- (6) その他、マスコットキャラクターの使用について著しく不適當であると市長が認めるとき。

(使用申請)

第4条 営利を目的としてマスコットキャラクターを使用する場合には、あらかじめ蓮田市マスコットキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、蓮田市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

2 マスコットキャラクターの立体物を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の承認は、その申請内容を審査し、適当と認める場合は、マスコットキャラクターの使用を承認する。なお、使用期間は最長2年間とし、超える場合は再申請しなければならない。

4 前項の承認は、蓮田市マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行き、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第5条 マスコットキャラクターの使用は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 マスコットキャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(2) 使用するデザインは、デザイン集に定めたものとする。

(3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(4) 「蓮田市マスコットキャラクター『はすぴい』』との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「○蓮田市」、「○HASUDA CITY」又は「蓮田市『はすぴい』』等の表記をもって代えることができる。なお、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容を遵守すること。

（承認内容の変更）

第7条 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、蓮田市マスコットキャラクター使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、蓮田市マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第8条 マスコットキャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用している者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

3 前2項の行為を行った使用している者又は使用承認を受けた者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 使用承認を受けた者は、その権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、マスコットキャラクターの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記（第6条関係）

使用例



蓮田市マスコットキャラクター

「はすぴい」

様式第1号（第4条関係）

蓮田市マスコットキャラクター使用申請書

令和 年 月 日

蓮田市長 宛て

申請者 住所

氏名

（法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者氏名）

蓮田市マスコットキャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用対象物件（使用するはずびいの番号）
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間（最長2年間とし、超える場合は再申請しなければならない）
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第4条関係）

蓮田市マスコットキャラクター使用（変更）承認書

令和 年 月 日

様

蓮田市長

令和 年 月 日付で申請のありました蓮田市マスコットキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1） 蓮田市マスコットキャラクター使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2） 「蓮田市マスコットキャラクター『はすぴい』使用取扱要綱」を遵守すること。

2 承認番号

第	号
---	---

様式第3号（第7条関係）

蓮田市マスコットキャラクター使用変更申請書

令和 年 月 日

蓮田市長 宛て

申請者 住所

氏名

（法人の場合、事業所の所在地、名称及び代表者氏名）

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

（変更内容）